

学校ネットワークシステム再構築及び
運用保守業務

優先交渉権者選考審査方法

令和6年6月

甲府市教育委員会

1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

1.1 優先交渉権者の選考方法

- (1) 優先交渉権者については、基本要件及び各機能要件並びにプレゼンテーション審査により評価する技術点と、提案価格から評価する価格点を指標として、「2 技術点、価格点の採点方法について」に定める採点方法により算出された技術点、価格点の合計点が最も高い者に決定する。ただし、次の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・仕様書で示す各機能が網羅されていること。
- ・履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。
- ・別紙「優先交渉権者選考審査基準」における、「4 その他」及び「5 提案価格」を除く全ての大項目の得点が配点の60%以上であること。

- (2) 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

1.2 技術点・価格点の配分

点数については、合計200点満点とし、得点配分については次のとおりとする。

合計点 200点	技術点 180点
	価格点 20点

得点配分の詳細については、別紙「優先交渉権者選考審査基準」を参照すること。

2 技術点、価格点の採点方法について

2.1 技術点の採点方法

企画提案書及びプレゼンテーション審査の評価にあたっては、別紙「優先交渉権者選考審査基準」に記載のとおり、提案書記載項目、配点、評価基準を設定し、評価を行う。各評価基準の採点にあたっては、0点から5点の6段階による評価を行う。

0点から5点の判断基準については、次の基準とする。

評価点	判断基準	
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。	(期待レベルを大きく上回る。)
4点	創意・工夫がある。	(期待レベルを上回る。)
3点	平均的な内容である。	(ほぼ期待レベル通りである。)
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。	(期待レベルをやや下回る。)
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。	(期待レベルを大きく下回る。)
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。	

提案書記載項目の小項目（以下「小項目」という。）ごとの得点については、各評価者の評価点と小項目の満点（＝5点）の比率に、小項目の配点を掛けて小項目ごとの技術点を算出する。

小項目の技術点

＝（小項目の評価点／小項目の満点（＝5点））×小項目の配点

2.2 価格点の採点方法

情報システムサービスの品質を確保するため、提案価格の下限を提案上限額の80%とする。提案価格が、提案上限額と同額の場合を0点とし、提案下限額を20点とする。

価格点の採点については、以下の計算式で算出する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{提案上限額} - \text{事業者の提案価格}}{\text{提案上限額} - \text{提案下限額}} \times 20$$

(小数点以下第2位を四捨五入)

- ① 提案価格が提案上限額の80%以下の場合は、一律、20点とする。
- ② 提案価格については、必要に応じて、価格調査を行う。

価格点及び提案価格の相関関係

